

# 1 1月報道資料

八千代市

## 1. 件名（情報）・題名

令和3年八千代市議会第4回定例会

## 2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）

### (1) 会期（24日間）

1月29日（月）	開 会
1月 6日（月）	一般質問
1月 7日（火）	一般質問
1月 8日（水）	一般質問・質疑
1月13日（月）	常任委員会（総務・都市）
1月14日（火）	常任委員会（福祉・文教経済）
1月22日（水）	総括審議

### (2) 提出予定案件

・ 条例の一部改正案	5 件
・ 補正予算案	3 件
・ 専決処分の承認案	1 件
・ 指定管理者の指定案	3 件
・ 路線の認定案	1 件
・ 人事案	1 件
計	14 件

## 3. 添付資料（要綱・名簿・写真等）

- ・ 付議すべき事件
- ・ 議案書
- ・ 令和3年度八千代市補正予算（案）の概要

## 4. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等）

八千代市大和田新田312-5

八千代市役所 総務部 総務課長 小倉 幹雄（電話：047-421-6711）

財務部 財政課長 田中 大助（電話：047-487-5112）

## 付 議 す べ き 事 件

(議案)

- 1 八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い，条例を改正いたしたい。
  
- 2 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
都市計画法の一部改正等に伴い，条例を改正いたしたい。
  
- 3 八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い，条例を改正いたしたい。
  
- 4 八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い，条例を改正いたしたい。
  
- 5 八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
健康保険法施行令等の一部改正等に伴い，条例を改正いたしたい。
  
- 6 令和3年度八千代市一般会計補正予算（第8号）

補正額	7億8,289万4千円
補正後の額	627億 812万1千円
  
- 7 令和3年度八千代市水道事業会計補正予算（第1号）

資本的収入の補正額	△15億9,400万円
補正後の額	11億1,348万5千円
資本的支出の補正額	△22億7,693万6千円

補正後の額 29億7,705万3千円

8 令和3年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

資本的支出の補正額 999万9千円

補正後の額 23億5,875万4千円

9 専決処分の承認を求めることについて

（令和3年度八千代市一般会計補正予算（第7号））

10 指定管理者の指定について

（八千代市総合生涯学習プラザ）

八千代市総合生涯学習プラザの指定管理者について、ゆりのき台生涯学習・スポーツパートナーズを指定いたしたい。

11 指定管理者の指定について

（八千代市福祉センター）

八千代市福祉センターの指定管理者について、八千代市社会福祉協議会を指定いたしたい。

12 指定管理者の指定について

（八千代市ふれあいプラザ）

八千代市ふれあいプラザの指定管理者について、八千代未来創造グループを指定いたしたい。

13 路線の認定について

開発行為により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

14 監査委員の選任について

令和3年12月31日をもって任期満了となることに伴い、次期監査委員を選任いたしたい。

令和 3 年第 4 回

# 八千代市議会定例会議案

八 千 代 市



## 目 次

議案第1号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第2号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第3号	八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第4号	八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	13 頁
議案第5号	八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	15 頁
議案第6号	令和3年度八千代市一般会計補正予算（第8号）	17 頁
議案第7号	令和3年度八千代市水道事業会計補正予算（第1号）	17 頁
議案第8号	令和3年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	17 頁
議案第9号	専決処分の承認を求めることについて （令和3年度八千代市一般会計補正予算（第7号））	19 頁
議案第10号	指定管理者の指定について （八千代市総合生涯学習プラザ）	21 頁
議案第11号	指定管理者の指定について （八千代市福祉センター）	23 頁
議案第12号	指定管理者の指定について （八千代市ふれあいプラザ）	25 頁
議案第13号	路線の認定について	27 頁
議案第14号	監査委員の選任について	29 頁



議案第1号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成12年八千代市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第40号の表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の部中「第3項」を「第5項」に改め、同部認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合の款中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に改め、同款新築の項中

「	1件につき 6,000円	を	1件につき 7,000円	」
	」			

に、「13,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「14,000円」に、「23,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「25,000円」に、「33,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「38,



000円」に、「62,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「67,000円」に、「107,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「109,000円」に、「176,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「183,000円」に、「217,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「228,000円」に、「超えもの」を「超えるもの」に、「232,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「251,000円」に改め、同款増築又は改築の項中

「

1件につき 9,000円
-----------------

」を「

1件につき 11,000円
---------------

」

に、「18,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「21,000円」に、「32,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「37,000円」に、「46,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「58,000円」に、「86,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「101,000円」に、「148,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「164,000円」に、「244,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「275,000円」に、「300,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを

切り捨てた額)」を「 343,000円」に、「,321,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 376,000円」に改め、同部認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合（認定の申請に係る住宅について、住宅の品質確保の促進に関する法律（当該住宅の構造及び設備のうち同法第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われた部分が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等であるものに限り、建築基準法施行令第82条の5に規定する限界耐力計算によって同法第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われたものを除く。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写しが提出されたものに限る。）の款を削り、同部認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に改め、同款新築の項中

「

1件につき 48,000円
------------------

」を「

1件につき 39,000円
---------------

」

に、「,115,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 94,000円」に、「,184,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 152,000円」に、「,364,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 300,000円」に、「,653,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 547,000円」に、「,1,122,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これ

を切り捨てた額)」を「 952,000円」に、「 2,077,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 1,764,000円」に、「 2,968,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 2,526,000円」に、「 3,636,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 3,092,000円」に改め、同款増築又は改築の項中

「

1件につき 67,000円
------------------

」を「

1件につき 58,000円
---------------

」

に、「 159,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 142,000円」に、「 255,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 228,000円」に、「 504,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 450,000円」に、「 903,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 820,000円」に、「 1,552,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 1,429,000円」に、「 2,872,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 2,646,000円」に、「 4,104,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 3,789,000円」に、「 5,028,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 4,639,000円」に改め、同部中

「備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合の手数料の額は、上表に定める額に、第36号の表建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を加算した額とする。」

を

「備考

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請があった場合の手数料の額は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合の手数料の額は、上表又は備考1に定める額に、第36号の表建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を加算した額とする。」

に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の部長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項中「第5条第1項」を「（平成20年法律第87号）第5条第1項」に、「第3項」を「第5項」に改め、「定める額」の次に「（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けた共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画の変更にあつては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の備考に定め

る額)」を加え、「備考の」を「備考2の」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の部中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同表に次のように加える。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	新たに建築される認定長期優良住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
---	--------------------------------	----------------

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の八千代市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 2 号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成 1 4 年八千代市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号を次のように改める。

(3) 次に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がない土地の区域として規則で定めるものを除く。）を含まない土地の区域

ア 建築基準法第 3 9 条第 1 項の災害危険区域

イ 地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）第 5 6 条第 1 項の浸水被害防止区域

カ 水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 1 5 条第 1 項第 4 号の浸水想定区域のうち、都市計画法施行規則（昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号）第 2 7 条の 6 で定める事項を勘案して、洪水又は雨水出水（同法第 2 条第 1 項の雨水出水をいう。）が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸

水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として規則で定める土地の区域、

キ アからカまでに掲げる区域のほか、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定める土地の区域

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項の規定による申請（以下「申請」という。）に係る開発許可の基準について適用し、同日前に行われた申請に係る開発許可の基準については、なお従前の例による。

#### 提案理由

都市計画法の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第3号

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八千代市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第4章 雑則（第54条）  
附則」に改める。

第6条中第2項から第6項までを削る。

第39条第2項を削る。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。



2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者

に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

## 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第4号

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八千代市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条―第49条）」を  
「第5章 事業所内保育事業（第43条―第49条）  
第6章 雑則（第50条）」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正いたしたい。

## 議案第 5 号

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日 提出

八千代市長 服 部 友 則

### 八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八千代市国民健康保険条例（平成 6 年八千代市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「4 0 4, 0 0 0 円」を「4 0 8, 0 0 0 円」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 7 2 条の 4」を「第 7 2 条の 5 第 1 項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

#### 提案理由

健康保険法施行令等の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

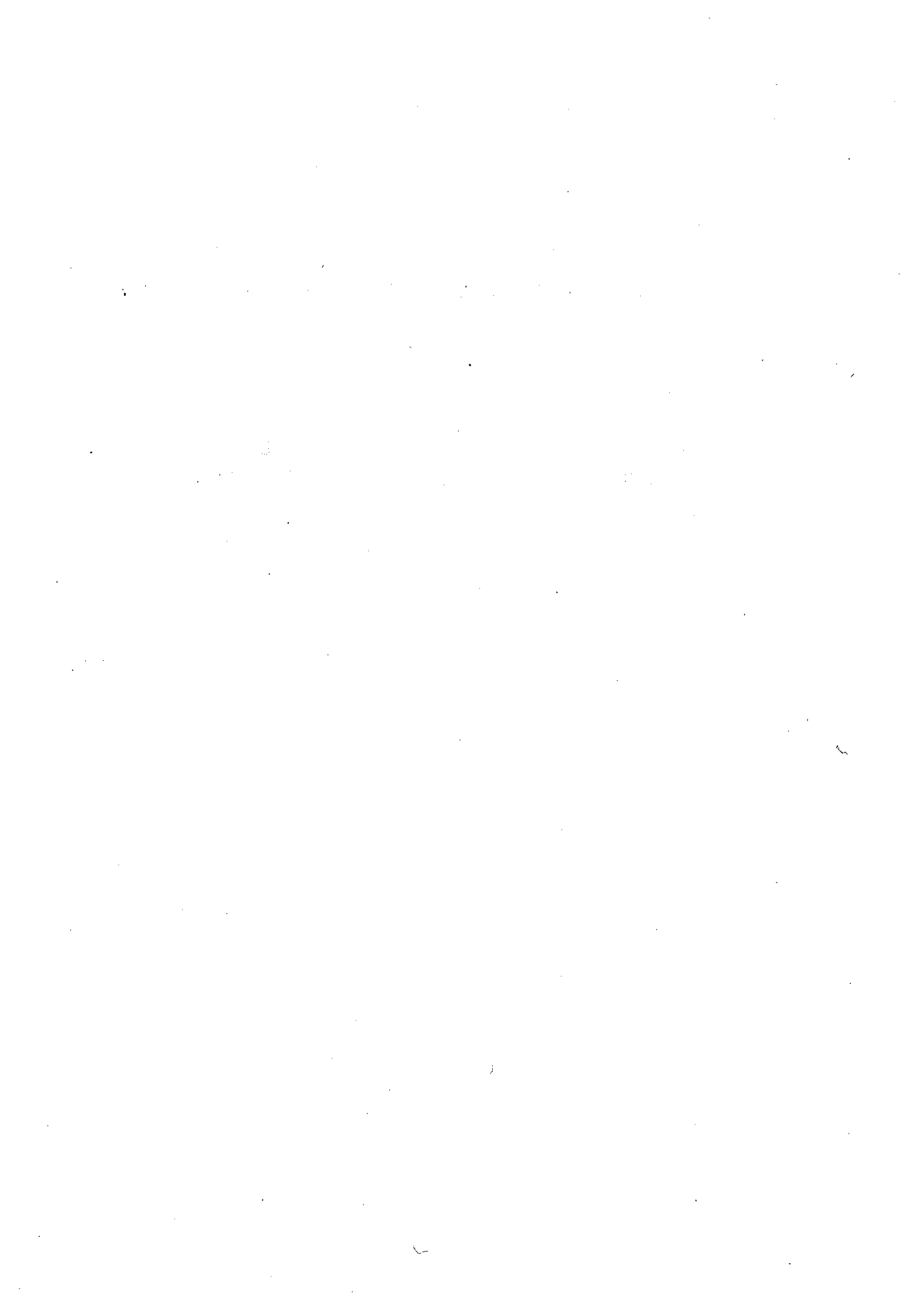


議案第 6 号 令和 3 年度八千代市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 7 号 令和 3 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 8 号 令和 3 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）





議案第9号

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度八千代市一般会計補正予算（第7号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則



議案第10号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

記

1 公の施設の名称

八千代市総合生涯学習プラザ

2 指定管理者となる団体

共同企業体名 ゆりのき台生涯学習・スポーツパートナーズ

代表者 東京都中央区新川一丁目21番2号

セントラルスポーツ株式会社

代表取締役 後藤 聖治

構成員 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号横浜ランドマークタワー

ー16階

株式会社ハリマビステム

代表取締役 鴻 義久

構成員 東京都中野区東中野三丁目18番12号

株式会社日本水泳振興会

代表取締役社長 坂 元 要

構成員 東京都千代田区東神田一丁目7番8号

株式会社東和エンジニアリング

代表取締役 新倉 恵里子

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 提案理由

八千代市総合生涯学習プラザの指定管理者について、ゆりのき台生涯学習・スポーツパートナーズを指定いたしたい。

議案第11号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

記

1 公の施設の名称

八千代市福祉センター

2 指定管理者となる団体

八千代市大和田新田312番地5

社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会

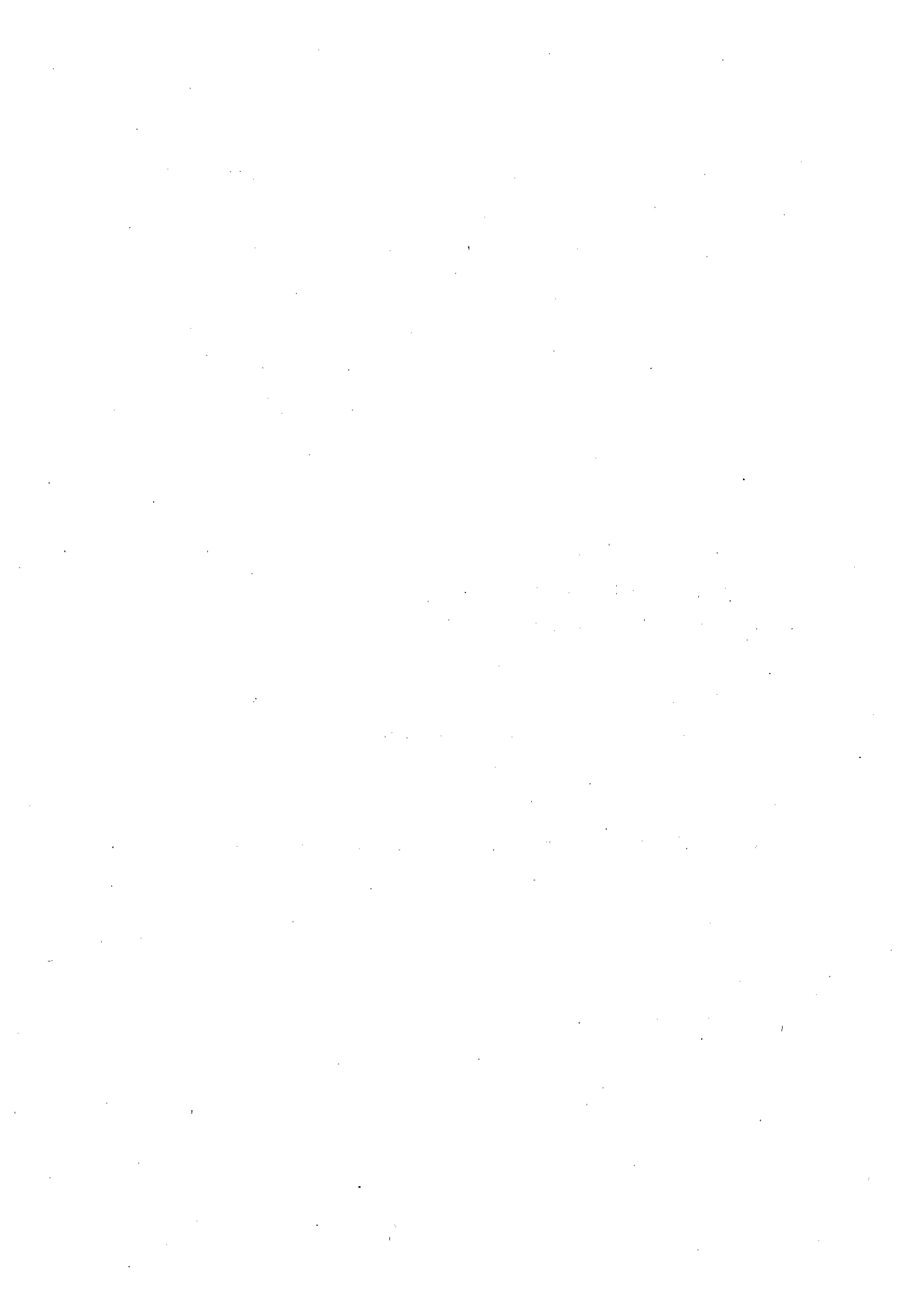
会長 綱島 照雄

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

八千代市福祉センターの指定管理者について、八千代市社会福祉協議会を指定いたしたい。



議案第12号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

記

1 公の施設の名称

八千代市ふれあいプラザ

2 指定管理者となる団体

共同企業体名 八千代未来創造グループ

代表者 東京都中央区入船三丁目6番3号

日本メックス株式会社

代表取締役 白井 賢

構成員 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番1号

株式会社ダンロップスポーツウェルネス

代表取締役社長 田畑 晃

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

八千代市ふれあいプラザの指定管理者について、八千代未来創造グループを指定いたしたい。





議案第 1 3 号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
120077	八千代台南 77号線	八千代台南三丁目 122番2	八千代台南三丁目 122番7		
210161	大和田新田 485号線	大和田新田字壺本松前 178番20	大和田新田字壺本松前 178番25		
300565	萱田町 75号線	萱田町字上ノ山 883番27	萱田町字上ノ山 883番15		
600195	保品 58号線	保品字上谷 1772番10	保品字中台谷 1915番14		
700576	上高野 203号線	上高野字新林 1208番12	上高野字新林 1207番12		
700577	上高野 204号線	上高野字稻荷前 1155番31	上高野字稻荷前 1155番24		
820254	勝田台南 41号線	勝田台南二丁目 942番5	勝田台南二丁目 942番5		
820255	勝田 48号線	勝田字大作 646番14	勝田字大作 646番3		
820256	勝田 49号線	勝田字大作 646番17	勝田字大作 646番27		

提案理由

開発行為により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。



議案第14号

監査委員の選任について

八千代市監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 江頭博彦  
住所 千葉県八千代市緑が丘

提案理由

令和3年12月31日をもって任期満了となることに伴い、次期監査委員を選任いたしたい。



## 令和3年度八千代市補正予算(案)の概要

○予算規模

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第6号	一般会計補正予算(第8号)	61,925,227	782,894	62,708,121
	国民健康保険事業特別会計	16,217,673	-	16,217,673
	介護保険事業特別会計	13,734,026	-	13,734,026
	墓地事業特別会計	42,697	-	42,697
	後期高齢者医療特別会計	2,721,831	-	2,721,831
計		94,641,454	782,894	95,424,348

※令和3年12月

## ○一般会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	28,219,232		28,219,232
2	地方譲与税	354,942		354,942
3	利子割交付金	16,000		16,000
4	配当割交付金	140,000		140,000
5	株式等譲渡所得割交付金	90,000		90,000
6	法人事業税交付金	229,000		229,000
7	地方消費税交付金	4,089,000		4,089,000
8	ゴルフ場利用税交付金	39,000		39,000
9	環境性能割交付金	42,000		42,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	387,496		387,496
11	地方特例交付金	298,349		298,349
12	地方交付税	1,658,245		1,658,245
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	591,043		591,043
15	使用料及び手数料	1,504,698		1,504,698
16	国庫支出金	12,124,054	111,997	12,236,051
17	県支出金	4,670,743	45,069	4,715,812
18	財産収入	48,082		48,082
19	寄附金	55,503	79,500	135,003
20	繰入金	700,014	109,597	809,611
21	繰越金	1,004,503		1,004,503
22	諸収入	1,883,422	75,331	1,958,753
23	市債	3,761,900	361,400	4,123,300
24	自動車取得税交付金	1		1
計		61,925,227	782,894	62,708,121

歳出

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	388,154		388,154
2	総務費	7,008,970	239,175	7,248,145
3	民生費	27,496,132	598,278	28,094,410
4	衛生費	6,437,191	17,325	6,454,516
5	労働費	11,518		11,518
6	農林水産業費	311,630	1,894	313,524
7	商工費	870,321		870,321
8	土木費	3,454,033	33,638	3,487,671
9	消防費	2,331,662		2,331,662
10	教育費	7,479,872	33,386	7,513,258
11	公債費	5,730,558		5,730,558
12	諸支出金	305,186	△140,802	164,384
13	予備費	100,000		100,000
計		61,925,227	782,894	62,708,121

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	障害児通所等給付費負担金	障害児通所等給付費の増に伴う国庫負担金の増額	370,750	86,350	457,100	障害者支援課
	疾病予防対策事業費等補助金	【新規】 健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に伴う健康管理システム改修に係る国庫補助金の追加	11,808	10,350	22,158	健康づくり課
	子ども・子育て支援事業費補助金	【新規】 児童手当法改正に伴うシステム改修に係る国庫補助金の追加	0	12,672	12,672	子ども福祉課
	学校保健特別対策事業費補助金	【新規】 学校保健特別対策事業に係る国庫補助金の追加	0	2,625	2,625	保健体育課
県支出金	障害児通所等給付費負担金	障害児通所等給付費の増に伴う県負担金の増額	185,375	43,175	228,550	障害者支援課



○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
県支出金	飼料用米等拡大支援事業補助金	飼料用米等拡大支援事業補助金の増額に伴う県補助金の増額	819	1,894	2,713	農政課
寄附金	ふるさと納税寄附金	ふるさと納税の増加に伴う寄附金の増額	55,500	79,500	135,000	シティプロモーション課
繰入金	財政調整基金繰入金	財源調整に伴う財政調整基金の取崩し額の追加	0	109,597	109,597	財政課
諸収入	返還金・還付金・精算金	【新規】令和2年度千葉県後期高齢者医療給付費負担金の確定に伴う返還金の追加	0	75,331	75,331	国保年金課
市債	保育施設整備事業債	【新規】高津南保育園建設工事に係る市債の追加	0	361,400	361,400	子ども保育課
補正額合計				782,894		

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	シティプロモーション事業	ふるさと納税寄附金の増に伴う経費の増額	30,250	37,190	67,440	シティプロモーション課
	社会福祉費国庫負担金返還金	【新規】令和2年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	55,534	55,534	健康福祉課
	社会福祉費国庫負担金返還金	【新規】令和2年度障害者医療費国庫負担金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	6,783	6,783	障害者支援課
	社会福祉費国庫補助金返還金	【新規】令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	6,528	6,528	健康福祉課
	社会福祉費国庫補助金返還金	【新規】令和2年度地域生活支援事業等国庫補助金及び障害者総合支援事業費国庫補助金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	3,306	3,306	障害者支援課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	児童福祉費国庫負担金返還金	【新規】 令和2年度障害児通所等給付費国庫負担金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	8,729	8,729	障害者支援課
	児童福祉費国庫補助金返還金	【新規】 令和2年度子ども・子育て支援整備交付金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	1,364	1,364	子育て支援課
	児童福祉費国庫補助金返還金	【新規】 令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費, ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費, ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費, 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費国庫補助金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	86,980	86,980	子ども福祉課
	農業費県補助金返還金	【新規】 令和2年度多面的機能支払交付金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	22	22	農政課
	支所運営管理事業	【新規】 緑が丘支所及び高津連絡所の設置に係る経費の追加	21,901	32,739	54,640	戸籍住民課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
民生費	障害児通所等支援事業	障害児通所等給付費の増に伴う扶助費の増額	741,502	172,700	914,202	障害者支援課
	児童手当支給事業	【新規】 児童手当法改正に伴うシステム改修業務委託料の追加	3,060,340	12,672	3,073,012	子ども福祉課
	保育園整備事業	【新規】 高津南保育園建設に係る経費の追加	0	411,156	411,156	子ども保育課
	学童保育事業	新木戸第二学童保育所の定員拡大に伴う経費の増額	809,576	1,750	811,326	子育て支援課
衛生費	成人保健事業	【新規】 健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に伴う健康管理システム改修業務委託料の追加	644,971	17,325	662,296	健康づくり課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
農林水産業費	水田対策事業	対象者及び補助単価の増に伴う飼料用米等拡大支援事業補助金の増額	6,802	1,894	8,696	農政課
土木費	街路建設事業	【新規】 都市計画道路3・4・1号線(西八千代)の建設に係る経費の追加	75,037	33,638	108,675	土木建設課
教育費	コンピュータ教育事業	【新規】 教育ネットワークシステムみどりが丘小学校増築校舎等環境整備業務委託料の追加	510,760	2,962	513,722	教育センター
	小学校管理事業	令和4年度学級数の増加に伴う管理用経費の増額 【新規】 学校保健特別対策事業費補助金に係る経費の追加	281,104	20,477	301,581	教育総務課
	小学校教育振興事業	令和4年度学級数の増加に伴う教育振興用経費の増額 【新規】 学校保健特別対策事業費補助金に係る経費の追加	50,445	1,958	52,403	教育総務課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
教育費	中学校管理事業	令和4年度学級数の増加に伴う管理用経費の増額 【新規】 学校保健特別対策事業費補助金に係る経費の追加	147,897	6,797	154,694	教育総務課
	中学校教育振興事業	令和4年度学級数の増加に伴う教育振興用経費の増額 【新規】 学校保健特別対策事業費補助金に係る経費の追加	35,976	1,192	37,168	教育総務課
諸支出金	財政調整基金積立金	財源調整に伴う財政調整基金積立金の減額	227,362	△220,302	7,060	財政課
	ふるさと応援基金積立金	ふるさと納税寄附金の増に伴うふるさと応援基金積立金の増額	55,772	79,500	135,272	シティプロモーション課
補正額合計				782,894		

繰越明許費の補正

【追加】

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	備考
総務費	戸籍住民基本台帳費	支所運営管理	29,050	緑が丘支所及び高津連絡所設置工事等
民生費	児童福祉費	保育園整備	411,156	高津南保育園建設工事等
		児童手当支給	12,672	子どもシステム改修業務委託
衛生費	保健衛生費	成人保健	17,325	健康管理システム改修業務委託
土木費	河川費	急傾斜地崩壊対策	24,915	下高野地区急傾斜地崩壊対策工事
	都市計画費	街路建設	33,638	都市計画道路3・4・1号(西八千代)建設工事

債務負担行為の補正

【追加】

件名	期間	限度額	内容
広報やちよ配布等業務委託	R3～R4	16,518千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	広報やちよ配布等業務の委託
広報やちよ編集・印刷業務委託	R3～R4	11,831千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	広報やちよ編集・印刷業務の委託
福祉センター管理業務委託	R3～R8	155,392千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	福祉センター管理業務の委託
地域福祉団体バス運行業務委託	R3～R4	3,724千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	地域福祉団体バス運行業務の委託
ふれあいプラザ管理業務委託	R3～R6	368,129千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	ふれあいプラザ管理業務の委託
ふれあいプラザ団体送迎バス運行業務委託	R3～R4	13,135千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	ふれあいプラザ団体送迎バス運行業務の委託
健診結果等集配業務委託	R3～R4	1,664千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	健診結果等集配業務の委託
学童保育事業委託	R3～R4	9,380千円の範囲内	学童保育事業の委託



【追加】

件名	期間	限度額	内容
(仮称)阿蘇学童保育所送迎バス運行業務委託	R3~R4	6,442千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	(仮称)阿蘇学童保育所送迎バス運行業務の委託
清掃センター運転等維持管理業務委託	R3~R6	2,192,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	清掃センター運転等維持管理業務の委託
衛生センターし尿処理施設運転管理業務委託	R3~R6	185,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	衛生センターし尿処理施設運転管理業務の委託
道路舗装維持補修工事	R3~R4	54,540千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	道路舗装維持補修の工事
都市公園等管理業務委託	R3~R4	229,193千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	都市公園等管理業務の委託
八千代広域公園駐車場使用料収納及び警備業務委託	R3~R4	5,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	八千代広域公園駐車場使用料収納及び警備業務の委託
八千代総合運動公園及び市民の森用地借上	R3~R10	38,206千円の範囲内	八千代総合運動公園及び市民の森用地の借上
ミニバラ苗購入	R3~R4	1,200千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	ミニバラ苗の購入
萱田南小学校維持管理業務委託	R3~R8	16,179千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	萱田南小学校維持管理業務の委託

【追加】

件名	期間	限度額	内容
総合生涯学習プラザ管理業務委託	R3～R8	700,619千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	総合生涯学習プラザ管理業務の委託
通学支援バス運行業務委託	R3～R4	29,452千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	通学支援バス運行業務の委託

地方債の補正

【追加】

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育施設整備	361,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし, 利率見直し方式で借入れる資金について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率)	政府資金については, その融資条件により, 銀行その他の場合には, その融資条件又はその債権者と協定するものによる。 ただし, 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し, 又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

## 令和3年度八千代市水道事業会計補正予算(案)の概要

水道事業会計

○予算規模

(単位：千円)

区 分		補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額	
議案第7号	水道事業会計補正予算(第1号)	収益的収入	4,755,965		4,755,965
		資本的収入	2,707,485	△ 1,594,000	1,113,485
		計	7,463,450	△1,594,000	5,869,450
		収益的支出	3,788,886		3,788,886
		資本的支出	5,253,989	△ 2,276,936	2,977,053
		計	9,042,875	△ 2,276,936	6,765,939

○ 水道事業会計 款別総括表

資本的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額
1 資本的収入	2,707,485	△ 1,594,000	1,113,485
計	2,707,485	△ 1,594,000	1,113,485

支 出 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額
1 資本的支出	5,253,989	△ 2,276,936	2,977,053
計	5,253,989	△ 2,276,936	2,977,053

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

## ○水道事業会計の補正内容

### 資本的収入

(単位：千円)

款	収入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
資本的収入	水道建設事業債	村上給水場施設改良事業の総額及び年割額の変更に伴う減額	2,441,600	△ 1,594,000	847,600	経営企画課

### 資本的支出

(単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
資本的支出	村上給水場施設改良事業	施工方法の変更による事業費の増加及び工期の延長に伴う継続費の総額及び年割額の変更による減額	2,775,927	△ 2,276,936	498,991	上水道課

### 継続費の補正

【変更】

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後			備考
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
資本的支出	建設改良費	村上給水場施設改良事業	4,079,768	令和元年度	160,204	4,332,270	令和元年度	160,204	総額及び年割額の変更
				令和2年度	1,143,637		令和2年度	1,143,637	
				令和3年度	2,775,927		令和3年度	498,991	
				令和4年度			令和4年度	1,972,338	
				令和5年度			令和5年度	557,100	

## 債務負担行為

【追加】

件名	期間	限度額	内容
次亜塩素酸ナトリウム購入	R3～R4	32,208千円	地下水を消毒する薬品である次亜塩素酸ナトリウムの購入
浄水場等維持管理修繕	R3～R4	18,924千円	浄水場の維持管理に係る修繕
配水管布設工事	R3～R4	49,500千円	配水管の布設工事
配水管改良工事	R3～R4	106,340千円	配水管の改良工事
水道メータ購入	R3～R4	36,447千円	水道メータの購入

## 企業債の補正

【変更】

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
水道建設事業	2,441,600	847,600

# 令和3年度八千代市公共下水道事業会計補正予算(案)の概要

公共下水道事業会計

○予算規模

(単位：千円)

区 分		補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額	
議案第8号	公共下水道事業会計補正予算(第1号)	収益的収入	3,683,307		3,683,307
		資本的収入	1,526,384		1,526,384
		計	5,209,691		5,209,691
		収益的支出	3,573,218		3,573,218
		資本的支出	2,348,755	9,999	2,358,754
		計	5,921,973	9,999	5,931,972



○ 公共下水道事業会計 款別総括表

資本的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額
1 資本的収入	1,526,384		1,526,384
計	1,526,384		1,526,384

支 出 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額
1 資本的支出	2,348,755	9,999	2,358,754
計	2,348,755	9,999	2,358,754

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

## ○公共下水道事業会計の補正内容

### 資本的支出

(単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
資本的支出	汚水管渠整備事業	都市計画道路整備及び村上団地集約型団地再生事業に伴い、令和4年度に実施が必要となった汚水管渠整備工事の実施設計に係る委託料の追加	159,835	9,999	169,834	下水道課

### 債務負担行為

【追加】

件名	期間	限度額	内容
下水道管渠等清掃業務委託	R3～R4	17,410千円	下水道管渠等清掃業務の委託
人孔鉄蓋修繕	R3～R4	28,265千円	人孔(マンホール)鉄蓋の修繕

## 令和3年度八千代市補正予算の概要

○予算規模

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第9号	一般会計補正予算(第7号)	61,870,981	54,246	61,925,227
	国民健康保険事業特別会計	16,217,673	-	16,217,673
	介護保険事業特別会計	13,734,026	-	13,734,026
	墓地事業特別会計	42,697	-	42,697
	後期高齢者医療特別会計	2,721,831	-	2,721,831
計		94,587,208	54,246	94,641,454

※令和3年11月12日専決

令和3年度八千代市補正予算の概要

歳入

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	28,219,232		28,219,232
2	地方譲与税	354,942		354,942
3	利子割交付金	16,000		16,000
4	配当割交付金	140,000		140,000
5	株式等譲渡所得割交付金	90,000		90,000
6	法人事業税交付金	229,000		229,000
7	地方消費税交付金	4,089,000		4,089,000
8	ゴルフ場利用税交付金	39,000		39,000
9	環境性能割交付金	42,000		42,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	387,496		387,496
11	地方特例交付金	298,349		298,349
12	地方交付税	1,658,245		1,658,245
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	591,043		591,043
15	使用料及び手数料	1,504,698		1,504,698
16	国庫支出金	12,069,808	54,246	12,124,054
17	県支出金	4,670,743		4,670,743
18	財産収入	48,082		48,082
19	寄附金	55,503		55,503
20	繰入金	700,014		700,014
21	繰越金	1,004,503		1,004,503
22	諸収入	1,883,422		1,883,422
23	市債	3,761,900		3,761,900
24	自動車取得税交付金	1		1
計		61,870,981	54,246	61,925,227

歳出

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	388,154		388,154
2	総務費	7,008,970		7,008,970
3	民生費	27,496,132		27,496,132
4	衛生費	6,382,945	54,246	6,437,191
5	労働費	11,518		11,518
6	農林水産業費	311,630		311,630
7	商工費	870,321		870,321
8	土木費	3,454,033		3,454,033
9	消防費	2,331,662		2,331,662
10	教育費	7,479,872		7,479,872
11	公債費	5,730,558		5,730,558
12	諸支出金	305,186		305,186
13	予備費	100,000		100,000
計		61,870,981	54,246	61,925,227

令和3年度八千代市補正予算の概要

歳入

(単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る国庫補助金の増額	353,487	54,246	407,733	健康づくり課
補正額合計				54,246		

歳出

(単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る経費の増額	343,487	54,246	397,733	健康づくり課
補正額合計				54,246		